

平成25年8月以降に生活保護を受けていて、現在は生活保護を受けていないみなさまへ

保護費の追加給付のご案内

- 令和7年6月、最高裁から、平成25年の生活保護基準の引き下げを違法とする判決が出ました。
- 国は、当時の基準引き下げを見直し、差額を支払う方針を取りまとめ、全国の自治体で、保護費の追加給付を行うこととされました。
- これを受け、県においては、**令和8年8月1日**から追加給付の申出を受け付け、順次、支給を行います。（申出の〆切：**令和9年7月31日**※国が定める全国統一の受付期間です。）
- 追加給付の申出の対象は、**平成25年8月1日から令和8年3月31までの間に、県から生活保護を受けていて、現在は生活保護を受けていない世帯**などです。（※死亡者は対象外となります。）
- 具体的な金額は、生活保護を受けている期間、地域、年齢、世帯構成などによって異なります。平成25年8月から令和8年3月までずっと保護を受給していた場合（3級地-2）は、概ね次のとおりとなります。
 - ・ 60歳代単身の場合 **8.5万円**
 - ・ 30歳代夫婦、4歳の子ども1人の場合 **16.1万円**
- なお、今回の追加給付は、県指定の申出書に、戸籍謄本等必要書類を添付の上、Web又は郵送にてご提出いただく必要があります。
県では、申出書が提出され次第、順次、内容審査の上、**ご指定の口座に振込**を行います。
手続きの詳細は、県HPをご確認ください。
- また、県以外の自治体で生活保護を受けていた場合は、その期間に関して、別途、当該自治体に申出が必要となります。

【お問い合わせ先】

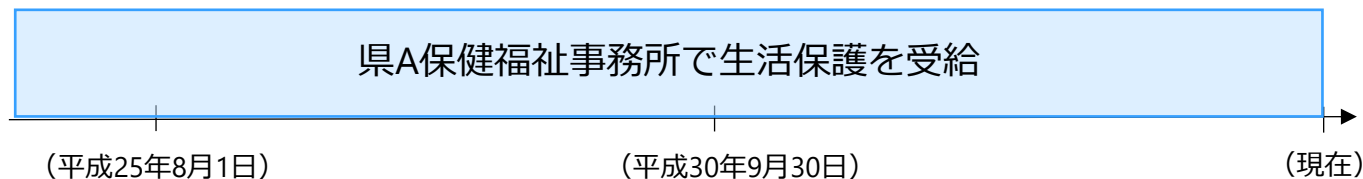
福岡県福祉こども政策部 保護・援護課 保護指導係
(電話) **092-643-3595**

手続きの詳細はコチラ



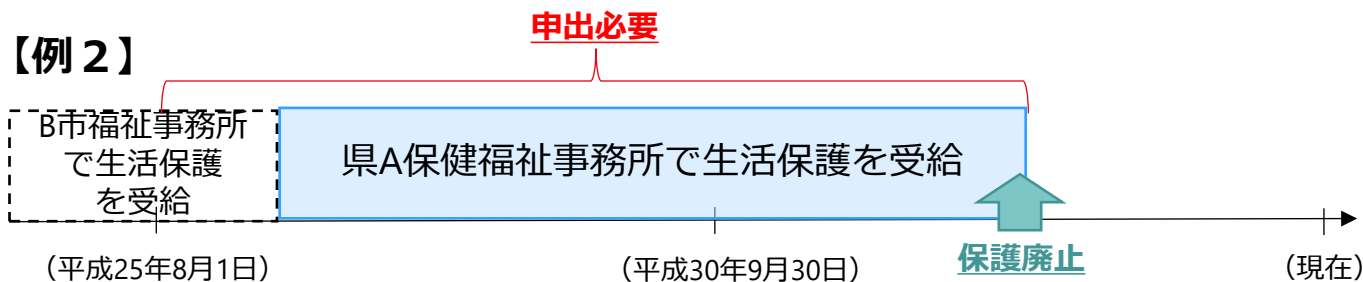
(参考) 追加給付の手続例

【例 1】



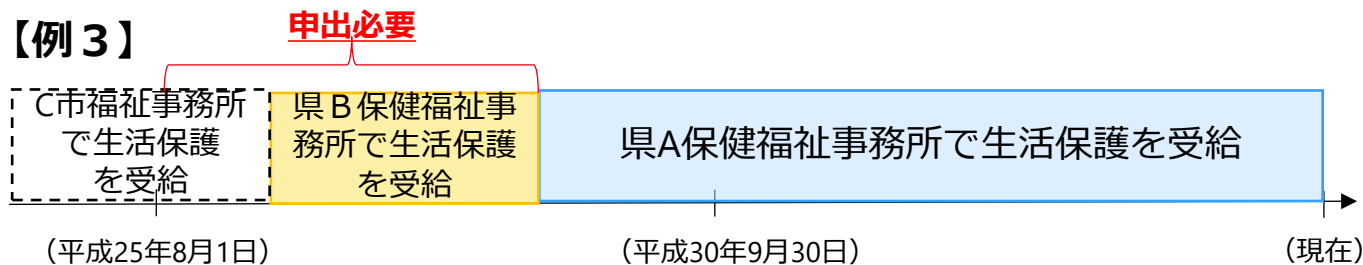
➡ 特段の手続きは不要です。追加給付は、通常の保護費と一緒に
お支払いいたします。

【例 2】



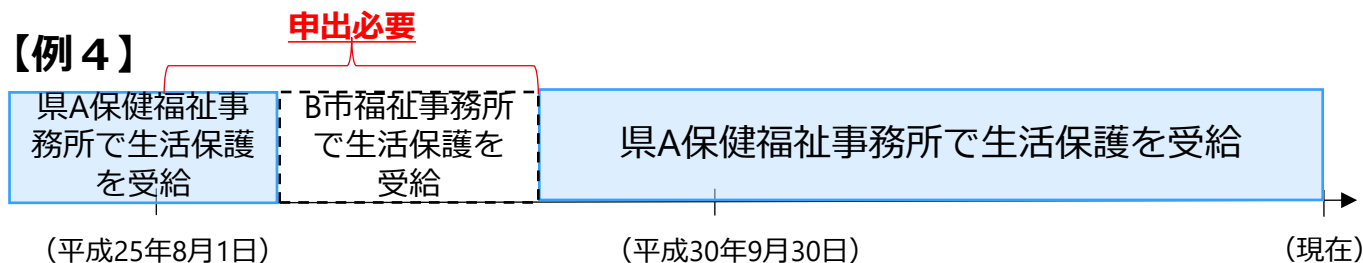
➡ A保健福祉事務所・B市福祉事務所の期間について、県及びB市
に対し、それぞれ申出書の提出が必要です。

【例 3】



➡ 直近の県A保健福祉事務所の期間は、特段の手続きは不要です。
過去のB保健福祉事務所・C市福祉事務所の期間は、別途県及び
C市に対し、それぞれ申出書の提出が必要です。

【例 4】



➡ 直近の県A保健福祉事務所の期間は、特段の手続きは不要です。
過去のA保健福祉事務所・B市福祉事務所の期間は、別途県及び
B市に対し、それぞれ申出書の提出が必要です。